

熊本県公報

号外 第37号
令和2年(2020年)
5月5日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の使用停止の協力要請……… (健康危機管理課) 1

告 示

熊本県告示第408号の3

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の使用停止の協力要請をしたので告示する。

令和2年(2020年)5月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 区域
熊本県全域

2 期間
令和2年(2020年)5月7日(木)から5月20日(水)まで

3 協力要請内容
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条に規定する施設のうち、社会生活を維持する上で必要な施設等を除いた施設の管理者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき施設の使用停止の協力を要請した。

また、これに該当しないが、使用停止が望ましい施設についても、新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない施設の使用停止の協力を依頼した。ただし、「三つの密(密閉・密集・密接)」が避けられない営業に使用する施設を除いては、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとした基本的な感染防止対策の徹底を条件として、施設の使用停止の協力を要請等しないこととした。

また、飲食店においては、基本的に施設の使用停止の協力を要請しない施設に該当するものの、営業時間の短縮等の協力を依頼した。ただし、基本的な感染防止対策の徹底を条件として、営業時間の短縮等の協力を依頼しないこととした。

なお、基本的な感染防止対策は、別添のとおりである。

4 基本的に施設の使用停止の協力を要請する施設

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による施設の使用停止の協力要請を行う施設

| 施設の種類の | 内 訳 |
|---------------------------------|--|
| 遊興施設 ※「3つの密」が避けられない営業に使用する施設 | キャバレー、ナイトクラブ、ディスコ、ショーパブ、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツバー、個室付浴場業に係る公衆浴場、店舗型ファッションヘルス等 |

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による施設の使用停止の協力要請を行うが、基本的な感染防止対策の徹底を条件に令和2年(2020年)5月11日(月)以降は使用停止の協力要請を行わない施設

| 施設の種類の | 内 訳 |
|--------|--|
| 遊興施設 | バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場等 |
| 遊技施設 | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等 |

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による施設の使用停止の協力要請を行うが、基本的な感染防止対策の徹底を条件に令和2年(2020年)5月7日(木)以降は使用停止の協力要請を行わない施設

| 施設の種類の | 内 訳 |
|---------|-----------------------------|
| 大学、学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 |

| | |
|---|--|
| | 学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る |
| 学校（上記を除く） | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※ 但し、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続して実施するよう要請 |
| 運動施設 | 体育館、水泳場、ポーリング場、スポーツクラブなどの運動施設 |
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 |
| 集会・展示施設 | 集会場、公会堂、展示場 |
| 博物館・ホテル等 | 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る |
| （４） 新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない協力依頼を行うが、基本的な感染防止対策の徹底を条件に令和2年（2020年）5月7日（木）以降は協力依頼を行わない施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設） | |
| 施設の種類の | 内 訳 |
| 大学、学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 |
| 博物館・ホテル等 | 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） |
| 商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 |
| 5 基本的に使用停止の協力を要請しない施設 | |
| 施設の種類の | 内 訳 |
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局等 |
| 社会福祉施設等 | 保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※ 家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設 |
| 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等 |
| 食事提供施設 | 飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む） ※ 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を依頼し、酒類の提供は夜7時までとすることを依頼（宅配・テイクアウトサービスは除く）。ただし、基本的な感染防止対策の徹底を条件に、令和2年（2020年）5月11日（月）以降は依頼を行わない |
| 住宅、宿泊施設 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舎又は下宿等 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等 |
| 工場等 | 工場、作業場等 |
| 金融機関・官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等 ※ テレワークの一層の推進を要請 |
| その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等 |

※ 営業する全ての施設は、別添基本的な感染防止対策を参考とし、適切な感染防止対策を講ずること。

【別添】 基本的な感染防止対策

1 全施設に共通する感染防止対策

(1) 次のとおり「三つの密」を避けること。

① 次のとおり密閉空間を避けること。

ア 入口のドアや窓を開け、換気扇を回すこと。

イ 個室等の密閉した部屋は、使用しないこと。

② 次のとおり密集場所を避けること。

ア 対面ではなく、横並びで座ること。

イ 人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設け、又は人と人との間隔(2mを目安)を十分に確保すること。

③ 次のとおり密接場面を避けること。

ア 入場人数や滞在時間を制限すること。

イ 入退出時や集会所、会計時のレジ等において十分な間隔を確保すること。

(2) (1)のほか、次の対策を行うこと。

① 発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限や従業員の勤務制限を行うこと。

② 咳エチケット、こまめな手洗い及び手指消毒を徹底すること。

③ 従業員及び入場者に対するマスクの着用を徹底すること。

④ 入口及び施設内に手指消毒設備を設置すること。

⑤ 施設の適切な消毒や清掃を行うこと。

⑥ ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を行うこと。

⑦ トイレにおけるハンドドライヤーやタオルの使用を停止すること。

⑧ 休憩スペースの利用人数を制限すること。

⑨ 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に密閉すること。また、ビニール袋の回収時には、手袋を着用すること。

⑩ 万が一に備え、利用者の連絡先を把握すること。

※個人情報の取扱いについては、十分注意すること。

2 1のほか、次の施設の種別ごとに行う感染防止対策

(1) 遊興施設・遊技施設

① 大声での会話が行われないう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整すること。

② 遊技機等の設備の稼働を数台おきに停止すること。

③ パチンコ店については、看板の設置等による県外客の入店制限を行うこと。

(2) 食事提供施設

① 大皿での取り分けによる料理の提供を自粛すること。

② 深夜帯における酒類の提供を自粛すること。

③ 次の内容を客に励行すること。

ア 家族以外での多人数(10人程度)での会食を避けること。

イ 飲食に集中し、会話を控えること。

ウ お酌及びグラスやおちょこの回し飲みを避けること。

※ 1及び2の感染防止対策のほか、各施設の特性に応じて必要な感染防止対策を実施すること。